

## 舞鶴市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成31年3月29日

舞鶴市監査委員 水嶋 一明

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

### 記

#### 1 監査の対象

- (1) 内 容 補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の仕入控除税額について
- (2) 部 署 市長公室、市民文化環境部、福祉部、健康子ども部、教育振興部、消防本部、会計課、議会事務局（平成30年度定期監査対象部課）
- (3) 主な補助金名  
塵芥処理事業補助金、し尿遠隔地収集事業費補助金、環境マネジメントシステム認証取得費補助金、地域密着型サービス拠点施設整備費補助金、高齢者施設等防犯・防災対策設備整備費補助金、シルバー人材センター補助金、公的病院救急医療体制確保事業費補助金、私立幼稚園施設整備補助金

#### 2 監査の着眼点

- (1) 本市が行う補助事業において、消費税の仕入控除税額がどのように補助要綱等に規定され、取り扱われているか。
- (2) 関係する国の補助金の交付要綱等において、消費税の仕入控除税額がどのように補助要綱等に規定され、取り扱われているか。

#### 3 監査の実施内容

消費税の仕入控除税額について、着眼点に基づき、提出された書類の調査及び関係職員から事情聴取を行うなど、通常の監査方法により実施した。

#### 4 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日程 平成30年10月9日から平成31年3月22日まで

#### 5 監査の結果及び意見

##### (1) 仕入控除税額の概要

消費税の課税においては、事業者は課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税を控除した金額を、税務署に納付する。

補助金には、消費税の負担を目的とした部分を含んでいるにも関わらず、制度上非課税売上として計上され、結果として、補助金に含まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されないことになる。

##### ○一般課税で補助金がある場合の例

売上 (仮受消費税)	課税売上 432万円 (消費税額 32万円)	非課税売上 308万円 うち、補助金 216万円 (消費税額 16万円)
	納付税額 8万円	
仕入 (仮払消費税)	課税仕入 324万円 (仕入控除税額 24万円)	非課税仕入 416万円

非課税売上のうち、消費税相当額16万円は消費税として税務署に納められず、補助事業者に留保されることになる。

##### (2) 国、他の地方公共団体の補助金の状況

国の補助金の交付要綱等においては、「補助事業の完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税の仕入控除税額があることが確定した場合、補助事業者はこれを市町村長に納付しなければならない、又は納付させることがある」等の規定が見受けられる。また、「市町村に当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある」とされている。

会計検査院は、会計検査で地方公共団体の補助金の仕入控除税額への対応状況を確認し関係省庁に改善を求め、上記のような交付要綱や額の確定通知書に返還の記載がされるなどの対応がなされている。

他の地方公共団体においても、補助要綱等で仕入控除税額があることが確定した場合等、返還を求める規定を定めているものやマニュアルを定めている事例が見受けられる。

### (3) 本市の補助金の状況

補助金については、全般的に要綱等に消費税の仕入控除税額に関して規定されていない。一部には、補助対象事業から消費税を除いて交付しているものや補助金の交付は消費税を含めて行い、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合、返還を求めているものもある。

### (4) 意見

補助金については、財源の性質を大別すると次の2つに分けられる。それぞれにおいて、対応を検討願う。

#### ① 国の補助金を財源とした市補助金

国の補助金を財源としたものは、前述のとおり仕入控除額の返還を求められる可能性があることから、各課において次のことに留意することが必要である。

- ア 本市の補助金交付要綱に、仕入控除税額等の取扱いについて規定
- イ 補助事業者へ仕入控除税額等の取扱いについて通知
- ウ 補助事業者が免税事業者、簡易課税制度の適用事業者等の書面による確認
- エ 補助金交付時又は実績報告時に仕入控除税額を控除する場合の手続き
- オ 消費税申告以降の対応、仕入控除税額等報告書の受領

#### ② 市単費の補助金

市単費の補助金については、消費税の課税対象となる団体だけでなく、個人及び各種団体等に様々な補助金が支出されている。

少なくとも消費税課税事業者に対しては対応が必要であり、今後、国や他の地方公共団体の消費税の取扱いを参考にし、補助金における消費税の仕入控除税額の返還や消費税に対する補助のあり方を検討し、適切な事務の執行及び財源の確保に努められたい。